相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区鵜の木一丁目四六七番地、最後の住所東京都大田区鵜の木一丁目一九番八号　被相続人　亡　米山　和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月十日

東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所　相続財産管理人弁護士　落合　孝文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都練馬区豊玉北二丁目二四番地五、最後の住所東京都練馬区豊玉北二丁目二四番九号　被相続人　亡　石垣　正惠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月十日

東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所　相続財産管理人弁護士　松田　政行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都千代田区九段北一丁目七番地五、最後の住所東京都東久留米市八幡町二丁目二番七号　被相続人　亡　石田　雅洋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月十日

東京都国分寺市本町三丁目一〇番一七号田中ビル三階戸塚法律事務所　相続財産管理人　弁護士　戸塚　晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都千代田区西神田二丁目九番地二、最後の住所東京都大田区大森北五丁目二番四―二〇三号　被相続人　亡　杉山　興治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月十日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号丸の内マイプラザあさひ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　宮村　啓太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県長生郡白子町八斗一九〇九番地、最後の住所千葉県長生郡白子町五井二六九七番地一　被相続人　亡　長谷川みつ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月十日

事務所神奈川県藤沢市朝日町一八番地の八湘南合同法律事務所　相続財産管理人　弁護士　野村　正勝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都品川区旗の台五丁目一一九六番地、最後の住所川崎市宮前区宮崎一丁目六番地一二ライオンズマンション三〇七号　被相続人　亡　髙瀬　勝三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月十日

川崎市幸区堀川町五八〇番地　ソリッドスクエア西館三階　多摩川法律事務所　相続財産管理人　弁護士　村上　裕一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区若林三丁目六二番地、最後の住所神奈川県川崎市多摩区登戸二五五九番地八　被相続人　亡　加藤　一雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月十日

川崎市川崎区東田町六番地二ミヤダイビル八階大堀・山本法律事務所　相続財産管理人　弁護士　大堀健太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字志水一二五番地一、最後の住所愛知県北名古屋市鍛冶ケ一色鍛治前一〇番地特別養護老人ホーム五条の里　被相続人　亡　橋本　幸一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月十日

名古屋市北区田幡二―一二―一四明治安田生命黒川ビル四階あおい総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　坂井　淳子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市福島区吉野三丁目四一番地、最後の住所大阪市福島区玉川一丁目一番三六―一二〇七号　被相続人　亡　村上　淳一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月十日

大阪市中央区難波三丁目七番一二号ＧＰ・ＧＡＴＥビル七階　相続財産管理人　塩路　広海

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県雲南市加茂町東谷二二二番地、最後の住所島根県松江市上乃木七丁目一番二八号厚生センター　被相続人　亡　永瀬真知子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月十日

島根県松江市宍道町佐々布三二六八番地三　相続財産管理人　村松　眞

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県倉敷市玉島長尾二三六九番地、最後の住所広島県福山市東深津町五丁目九番四号　被相続人　亡　小野ヨシコ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月十日

広島県福山市春日町六丁目一〇番一七号、事務所広島県福山市若松町五番二号　松本司法書士事務所　相続財産管理人　松本健太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県福岡市西区大字宮浦一四七六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　塚本チズヱ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月十日

福岡県福岡市中央区警固一丁目一二番一一号アーバンスクエア警固六階　相続財産管理人　髙松　康祐

有料職業紹介事業保証金取戻し公告

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第二号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。

一　保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　東芝ビジネスアンドライフサービス株式会社　東芝ビジネスアンドライフサービス株式会社　川崎市川崎区日進町七番地一川崎日進町ビル

二　保証金の額　金三十万円

三　前号の保証金につき職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。以下「法」という。）の施行前に当該保証金につき法第一条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の二第二項の権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から六箇月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該公告をした者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出して下さい。

四　前号の申出書の提出がないときは、第二号の保証金が取り戻されます。

平成二十四年四月十日

川崎市川崎区日進町七番地一川崎日進町ビル　東芝ビジネスアンドライフサービス株式会社　代表取締役　月田　隆大